

宮 監 公 表 第 6 号
令 和 5 年 2 月 2 1 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	日 高 透
宮崎市監査委員	山 口 俊 樹

定期監査措置状況の公表について

令和4年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
上下水道局
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



(報告様式1)

令和4年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和4年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：上下水道局)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>管理部門</p> <p>(総務課)</p> <p>(1) 令和3年度宮崎市上下水道局定期健康診断業務委託に係る単価契約について、宮崎市財務規則第135条に定める予定価格書の作成を省略できる契約に該当しないにもかかわらず、予定価格書を作成していなかった。 また、予定価格は見積書と比較できるように検査項目ごとの単価で設定すべきところ、設計額(総額)としていたため、比較できないものとなっていた。</p> <p>下水道部</p> <p>(下水道整備課)</p> <p>(1) 令和3年度下水道管路耐震化修正設計業務委託(3-1工区)について、1件100万円以上500万円未満の設計等業務の執行決定及び1件100万円以上の設計等業務の検査に関するものは部長専決事項であるにもかかわらず、課長までの決裁としていた。 また、令和3年度の宮崎処理区外下水道台帳システム更新業務委託について、1件300万円以上1,000万円未満の設計等業務の委託に係る予定価格の決定に関するものは管理部長専決事項であるにもかかわらず、総務課長が決定していた。</p>	<p>令和4年度と同契約においては、予定価格書を作成したため、令和5年度以降も引き続き予定価格書を作成していく。</p> <p>令和4年度と同契約においては、予定価格書を設計額(総額)で作成し、設計額(総額)での見積書を徴取することで、予定価格と見積書を比較できるように処理しているが、令和5年度以降は、検査項目ごとの単価で予定価格を設定し、単価見積書と比較できるように事務処理を行う。</p> <p>宮崎市上下水道局事務決裁規程を再確認し、庶務研修資料の内容を改めて課内で共有する。決裁のたびに事務担当者、工事担当者、決裁権者それぞれが専決区分を確認し、誤りがないよう事務処理を行う。</p> <p>既存チェックリストを再確認し、事務担当者、決裁権者ともに事務処理誤りを防止する。 総務課長が、決裁のたびに、予定価格の専決区分を確認するよう改善する。</p>

<p>(下水道施設課)</p> <p>(1) 令和3年度の汚水ポンプ(大谷2号MP用代替機)購入について、1件1,000万以上2,000万円未満の物品の購入の契約に関することは管理部長専決事項であるにもかかわらず、総務課長までの決裁としていた。</p>	<p>既存チェックリストを再確認し、事務担当者、決裁権者ともに事務処理誤りを防止する。総務課長が、決裁のたびに、契約の専決区分を確認するよう改善する。</p>
--	---

令和 5年 1月23日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市上下水道事業管理者 下郡 嘉浩

